



## Takeda Information

2020年1月8日

以下の公表は、英国の企業買収・合併に関するシティ・コード(The City Code on Takeovers and Mergers、以下、「テイクオーバーコード」)のルール19.6(c)の要件に従って行われるものです。当該ルールは、オファ一期間の終了日から12か月が経過した時点で、当事者がその意向表明に従った行動をとったかを確認のうえ公表することを求めています。

### ルール 19.6(c)に基づく買収オファ一後の意向表明の確認

武田薬品工業株式会社(以下「当社」)は、2019年1月8日付の Shire plc(以下、「Shire」)の発行済普通株式及び発行予定普通株式の全てに関する提案の完了に関し、テイクオーバーコードのルール 2.7(c)(iv)及び 24.2 に従い行った、買収オファ一後の意向表明(当社の2018年5月8日付公表及び Shire が2018年11月12日付で公表したスキーム・ドキュメントにおいてその詳細が記載されていたもの)を当社が遵守したことを、当社の取締役会が、テイクオーバーと合併に関するパネルに対し、テイクオーバーコードのルール 19.6(c)の要件に従い、書面にて確認したことをお知らせします。

以上